

【改訂版第2版をお持ちの方用】

『手話通訳者養成のための講義テキスト 改訂版』 増刷に伴う修正一覧 [最新:第2版(2021年5月24日発行)まで]

内容にかかわる修正

頁	場所	誤	→	正	修正した内容の説明	修正版	
8	「手話通訳の心構え」	表1 上19段目	1994(平成6)年 参議院選挙政見放送の一部に手話通訳導入	→	1995(平成7)年 参議院選挙政見放送の一部に手話通訳導入	「1994(平成6)」→「1995(平成7)」に訂正	第3版 2023.6.22 発行
		表1 下4段目	2012(平成24)年 道路交通法の改正により条件つきで	→	2008(平成20)年 道路交通法の改正により条件つきで	「2012(平成24)」→「2008(平成20)」に訂正	
32	「障害者福祉概論」	(2)訓練等給付の囲み 上4行目	③就労継続支援(A型-雇用型、B型-非雇用型):一般企業での就労が困難な人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	→	③就労継続支援:一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結ぶA型、結ばないB型がある。	修正	
43	「手話通訳の理念と仕事Ⅰ」	左段上7行目	『手話通訳制度調査検討報告書』(1985(昭和60)年)にある手話通訳士の専門性	→	『手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書』(1988(昭和63)年)にある手話通訳士の専門性	報告書名の修正	
45		右段下11行目	(3)手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書 1988(昭和63)年には、厚生労働省(当時厚生省、以下同じ)公認の手話通訳士資格認定制度創設に向け『手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書』(以下、報告書	→	(3)手話通訳制度調査検討報告書 1985(昭和60)、厚生労働省(当時厚生省、以下同じ)手話通訳制度創設に向け『手話通訳制度調査検討報告書』(以下、報告書	報告書名の修正	
46		左段上7行目	ただし、「手話通訳士」は設置場所、地域等により、上記①②以外の業務を行うことも考慮する必要があります。	→	(削除)	文の削除	
54	「ことばの仕組みⅡ 音声言語」	右段上22行目	「今日(きよー)」は拗音+長音ですから音節としては1音節です。拍としては2音節になります。	→	「今日(きよー)」は拗音+長音ですから音節としては1音節です。拍としては2拍になります。	「音節」→「拍」に修正	
		右段下5行目	雨(高低)ー 飴(低高)、箸(低高)ー 橋(高低)(共に標準的なアクセント)	→	雨(高低)ー 飴(低高)、箸(高低)ー 橋(低高)(共に標準的なアクセント)	「箸(高低)ー 橋(低高)」に修正	
56		左段上19行目	長い きれい	→	長い	「きれい」を削除	

誤字・脱字等の訂正

頁	場所	誤	→	正	訂正した内容の説明	修正版	
24	「障害者福祉概論」	図1 地域生活支援事業の囲み 右側上2行目	専門性の高い意思疎通支援を行う者の要請・派遣	→	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	「要請」→「養成」に訂正	第3版 2023.6.22 発行
33		2 地域生活支援事業の7行目	意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために、意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する	→	意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために、意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する	「意志」→「意思」に訂正	
		2 地域生活支援事業の14行目	④情報・意思疎通支援用具(点字器、人工喉頭等)	→	④情報・意思疎通支援用具(点字器、人工喉頭等)	「意志」→「意思」に訂正	
39	「ソーシャルワーク概論」	右段上16行目	バウンダリーとは支援者と非支援者の関係における境界線	→	バウンダリーとは支援者と被支援者の関係における境界線	「非支援者」→「被支援者」に訂正	
44	「手話通訳の理念と仕事Ⅰ」	右段下15行目	手話通技能認定試験	→	手話通訳技能認定試験	「訳」を追加	
68	「手話通訳の理念と仕事Ⅱ」	表2 5行目	文化的総意や	→	文化的相違や	「総意」→「相違」に訂正	